

「気象庁データを利用した気象等に関する研究」運営委員会規程（素案）

（総則）

第1条 気象庁と日本気象学会の共同研究「気象庁データを利用した気象等に関する研究」（以下、本共同研究という。）の共同研究契約で定める運営委員会の組織及び運営に関しては、共同研究契約に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（組織）

第2条 運営委員会は、専門的な事項を協議するため、必要があるときは部会を置くことができる。部会の構成、所掌事務については運営委員会において定める。

（研究参加者の承認及び取り消し）

第3条 運営委員会は、本共同研究に参加を希望する気象学会会員から参加申請があり、その申請が本共同研究の目的に合致する場合には、その参加を承認することができる。

- 2 運営委員会は、研究参加者が本共同研究に関する共同研究契約、規程等を遵守していないと認められる場合、運営委員会での協議の上、研究参加者の参加取り消しを行うことができる。
- 3 研究参加申請書は別紙の通り定める。

（研究課題の承認及び取り消し）

第4条 運営委員会は、研究参加者が実施を希望した研究課題について、本共同研究の目的に合致する場合には、研究課題を承認する。

- 2 運営委員会は、研究参加者が研究課題の中止を申請した場合、中止の理由が正当なものであると認められる場合は、研究課題を取り消すことができる。

（研究成果の公表）

第5条 共同研究契約第18条に定める研究成果の公表について、運営委員会は公表希望当事者からの発表内容の報告を受領する。

- 2 運営委員会は、受領した報告について、公表希望当事者へ助言を行うことができる。ただし、助言を行う場合は、運営委員会で協議を行い、運営委員会の総意を得たものに限るものとする。

（研究の進捗状況、成果のとりまとめと報告）

第6条 運営委員会は、研究参加者に対し、研究の進捗状況と研究成果に関する報告を提出させることができる。

2 運営委員会は、研究の進捗状況と研究成果に関する報告を取りまとめ、気象庁長官と日本気象学会理事長に1年に1回以上報告する。

(提供データの範囲)

第7条 運営委員会は、本共同研究を実施するために必要と認められるデータ及びその他の技術情報の範囲について、協議の上定める。

(本共同研究の発展)

第8条 運営委員会は、本共同研究の発展に努めるものとし、そのために必要な協議を行うものとする。

2 運営委員会は、気象庁長官と日本気象学会理事長に対し、本共同研究の発展のために必要な提言を行うことができる。

(その他の協議)

第9条 運営委員会は本共同研究の運営に必要な事項について協議を行うことができる

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は運営委員会事務局において実施する。

(本規程の変更)

第11条 本規程を変更するときは、気象庁長官及び日本気象学会理事長に報告する。

別紙

平成 年 月 日

気象庁・日本気象学会共同研究
「気象庁データを利用した気象に関する研究」参加申請書

運営委員会委員長 殿

所属
申請者 (印)

所属長 (印)

1. 共同研究参加責任者

(所属) (氏名)

2. 参加研究者

(所属) (氏名)

(所属) (氏名)

(所属) (氏名)

3. 研究課題名

4. 研究の目的、計画概要

5. 連絡先

住所 :

連絡先氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

*大学、研究機関等に所属していない日本気象学会会員の申請については、運営委員会にご相談ください。